

# 「千葉県高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」の概要

## 計画の位置付け

- ◇ 老人福祉法に規定された「老人福祉計画」と介護保険法に規定された「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した計画。
- ※ 介護保険法の改正により、「介護保険事業支援計画」の中に介護給付の適正化に関する事項等を盛り込んだ。

## 基本理念

高齢者が個性豊かに生き生きと、  
安心して暮らし続けられる地域社会の実現

## 計画の期間

平成30年度～平成32年度

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）度を見据え、計画期間内に取り組む具体的な施策を定めた。

## 高齢者の現状と見込み

	平成27年	平成37年
人口	622万人	599万人
高齢者人口（65歳以上）	158万人	180万人
75歳以上人口	70万人	108万人
高齢化率	25.9%	30.0%
高齢一人暮らし世帯数	26万世帯	32万世帯
高齢夫婦のみ世帯数	32万世帯	33万世帯
要介護（要支援）高齢者数	24万人 ※1	36万人 ※2
要介護（要支援）認定率	14.9% ※1	20.0%
認知症高齢者数 ※3	25万人	35万人

- ※1 介護保険事業状況報告による
- ※2 市町村の介護保険事業計画を積み上げて算出した推計値
- ※3 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働省科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による認知症有病率に本県の高齢者人口を乗じて推計。

働けるうちはいつまでも働きたい：28.9%（H26内閣府調査）  
住み慣れた地域で暮らし続けたい：74.7%（H27県政世論調査）

## 課題

### 課題1

人口減少の中で高齢者が増加する超高齢社会を活力あるものとするために、**高齢者の社会参加と健康づくりを支援**することが求められている。

### 課題2

一人暮らし高齢者等の増加、医療介護ニーズの増大に対応していくためには、**地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築**が必要。

### 計画の基本的な構成

二つの課題に対応した基本目標とその達成に必要な取組を施策ごとに整理するとともに、計画期間の3年間の各種介護サービスの見込み量等を明らかにした。

## 基本目標と基本施策

### 基本目標Ⅰ

個性豊かに、  
健康で生き生きとした暮らしの実現

#### 基本施策

- 生涯現役社会の実現に向けた環境整備の促進
- 健康な暮らしの実現に向けた高齢者の心身の機能の維持・向上の促進

### 基本目標Ⅱ

介護が必要になっても、  
安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築  
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

#### 基本施策

- 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援
- 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実
- 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進
- 医療・福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組の推進
- 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進
- 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進

## 計画策定の視点

### ◎地域包括ケアシステムの深化・推進

前期の計画期間で進められた以下の取組等を踏まえ、高齢者の暮らしを支える地域づくりとなる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各施策を着実に実施する。

- ・新しい総合事業（平成28年度中に全市町村移行済）
- ・在宅医療・介護連携推進事業（平成30年度内に実施）
- ・生活支援コーディネーター（平成30年度内に配置）
- ・認知症疾患医療センター（平成28年1月に全圏域に設置済）

### ◎高齢者の自立支援・介護予防に取り組む市町村への支援

市町村が実施する高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防・軽減など保険者機能の強化に向けた取組を支援する。

### ◎医療・介護・福祉人材の確保・定着

地域包括ケアシステムを支える人材の確保・定着に向けた取組を引き続き推進する。

### ◎総合的な認知症施策の推進

今後増加が見込まれる認知症の人やその家族に対する総合的な支援を推進する。

### ◎市町村との連携

市町村との意見交換等により、施設整備等に関する広域的な調整を行う。介護給付等対象サービス量の見込み及び今後の特別養護老人ホーム等の整備目標数については、市町村計画との整合性を図る。また、介護給付適正化事業への取組を促進する。

### ◎「千葉県保健医療計画」との整合性

本計画における介護サービスの量の見込みについて、「千葉県保健医療計画」における在宅医療の整備目標との整合性を図る。

## 計画の達成状況の点検、調査、評価等

評価指標を設定し、計画の進捗を管理・評価するとともに、取組の見直しを行う。